

大阪広域水道企業団訓令第1号

部内一般

大阪広域水道企業団事務決裁規程（平成23年大阪広域水道企業団訓令第1号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月31日

大阪広域水道企業団
企業長 永藤 英機

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(副企業長の専決事項)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 軽易な規則に関する<u>こと</u>。</p> <p><u>(3) 軽易な管理規程（法令又は条例の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他の形式的な変更に係るものを除く。）に関すること。</u></p> <p><u>(4)～(19)</u> (略)</p> <p>(経営管理部長の専決事項)</p> <p>第4条 (略)</p> <p><u>(1) 軽易な管理規程（法令又は条例の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他の形式的な変更に係るものに限る。）に関すること。</u></p> <p><u>(2)～(10)</u> (略)</p> <p><u>(11) 部に置く課の長（経営企画課長、危機管理課長及び広域連携課長を除く。）及びこれと同等の職にある者の出張、休暇、週休日その他服務に関すること。</u></p> <p><u>(12)～(25)</u> (略)</p> <p><u>(26) 大阪広域水道企業団工業用水道事業給水条例（平成23年大阪広域水道企</u></p>	<p>(副企業長の専決事項)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 軽易な規則<u>及び管理規程</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p><u>(3)～(18)</u> (略)</p> <p>(経営管理部長の専決事項)</p> <p>第4条 (略)</p> <p><u>(1)～(9)</u> (略)</p> <p><u>(10) 部に置く課の長及びこれと同等の職にある者の出張、休暇、週休日その他服務に関すること。</u></p> <p><u>(11) 予算の目の流用に関すること。</u></p> <p><u>(12) 1件300万円未満の予備費の充当に関すること。</u></p> <p><u>(13)～(26)</u> (略)</p>

業団条例第25号。以下「工業用水道給水条例」という。）第7条第1項に規定する基本使用水量（500立方メートル以上のものに限る。）の決定に関すること。

(27) 大阪広域水道企業団浄水場長等の職にある職員に事務を委任する規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第9号）第4条に規定する承認に関すること。

(28) （略）

（事業管理部長の専決事項）

第5条 （略）

(1) 前条第1号から第8号まで、第10号、第11号及び第12号から第25号までに掲げる事項

(2) 前号に準ずる事項に関すること。

(27) （略）

（事業管理部長の専決事項）

第5条 （略）

(1) 前条第1号から第7号まで、第9号、第10号及び第13号から第26号までに掲げる事項

(2) 大阪広域水道企業団水道用水供給条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第24号。以下「水道用水供給条例」という。）第13条に規定する延滞金の減免に関する事、大阪広域水道企業団工業用水道事業給水条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第25号。以下「工業用水道給水条例」という。）第25条に規定する使用料及び延滞金の減免に関する事並びに大阪広域水道企業団工業用水道事業給水条例施行規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第30号。以下「施行規程」という。）第22条第2項第5号に規定する負担金の免除に関する事。

(3) 工業用水道給水条例第7条第1項に規定する基本使用水量（500立方メートル以上のものに限る。）の決定に関する事。

(4) 大阪広域水道企業団浄水場長等の職にある職員に事務を委任する規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第9号）第4条に規定する承認に関する事。

(5) 前各号に準ずる事項に関する事。

(経営戦略担当部長の専決事項)

第5条の2 経営戦略担当部長が専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 経営企画、財政、危機管理、広報及び広域連携に関する施策に係る重要な総合調整及び企画に関すること。

(2) 経営管理部経営企画課長、危機管理課長及び広域連携課長の出張、休暇、週休日その他服務に関すること。

(3) 予算の目の流用に関すること。

(4) 1件300万円未満の予備費の充当に関すること。

(5) 大阪広域水道企業団水道用水供給条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第24号。以下「水道用水供給条例」という。）第13条に規定する延滞金の減免に関すること、工業用水道給水条例第25条に規定する使用料及び延滞金の減免に関すること並びに大阪広域水道企業団工業用水道事業給水条例施行規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第30号。以下「施行規程」という。）第22条第2項第5号に規定する負担金の免除に関すること。

2. 経営戦略担当部長は、前項各号に掲げるもののほか、第4条第1号から第8号まで及び第12号から第25号までに掲げる事項であって、前項第1号に係るもの及びこれらの事項に準ずる事項について専決することができる。

(課長の専決事項)

第7条 (略)

2. 経営企画課長が専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 予算の節の流用に関すること。

(2) 決定による企業債元利金償還及びこれに伴う手数料の支出に関すること。

(3) 決定による企業債発行に伴う諸手数料の支出に関すること。

(4) 前各号に準ずる事項に関するこ

(課長の専決事項)

第7条 (略)

と。

3 (略)

4 会計課長が専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 出納取扱金融機関に対する水道企業に係る金銭の出納及び帳簿の検査に関すること。
- (2) 大阪広域水道企業団会計規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第27号）第2条第10号に規定する投資（基金を除く。）及び物品の統括監理に関すること。
- (3) 基金に積み立てた資金の運用に関すること。
- (4) 落札人の決定に関すること。
- (5) 予定価格が1件500万円未満の不用物件（固定資産）の決定及び廃棄処分に関すること（水道センター所管のものを除く。）。
- (6) 固定資産（投資を除く。）の統括管理に関すること。

2 (略)

3 財務課長が専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 予算の節の流用に関すること。
- (2) 決定による企業債元利金償還及びこれに伴う手数料の支出に関すること。
- (3) 決定による企業債発行に伴う諸手数料の支出に関すること。
- (4) 出納取扱金融機関に対する水道企業に係る金銭の出納及び帳簿の検査に関すること。
- (5) 大阪広域水道企業団会計規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第27号）第2条第10号に規定する投資（基金を除く。）及び物品の統括監理に関すること。
- (6) 基金に積み立てた資金の運用に関すること。
- (7) 前各号に準ずる事項に関すること。

(7) 火災及び損害保険加入の決定に関すること（水道センター所管のものを除く。）。

(8) 自動車及び原動機付自転車の使用許可に関すること。

(9) 前各号に準ずる事項に関すること。

5～7 (略)

(出先機関の長の専決事項)

第8条 (略)

2～4 (略)

5 (略)

(1)・(2) (略)

(3) 大阪広域水道企業団指定給水装置工事事業者規程（平成29年大阪広域水道企業団管理規程第23号）の規定に基づく指定及び指定の更新に関すること。

(4)～(7) (略)

4 契約検査課長が専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 落札人の決定に関すること。

(2) 前号に準ずる事項に関すること。

5 管財課長が専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 予定価格が1件500万円未満の不用物件（固定資産）の決定及び廃棄処分に関すること（水道センター所管のものを除く。）。

(2) 固定資産（投資を除く。）の統括管理に関すること。

(3) 火災及び損害保険加入の決定に関すること（水道センター所管のものを除く。）。

(4) 自動車及び原動機付自転車の使用許可に関すること。

(5) 前各号に準ずる事項に関すること。

6～8 (略)

(出先機関の長の専決事項)

第8条 (略)

2～4 (略)

5 (略)

(1)・(2) (略)

(3) 大阪広域水道企業団指定給水装置工事事業者規程（平成29年大阪広域水道企業団管理規程第23号）第5条の指定に関すること及び同規程第6条に規定する指定証の交付等に関すること。

(4)～(7) (略)

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。